

トランポリン普及指導員規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人日本体操協会（以下、「本会」という）の管轄するトランポリン普及指導員（以下、「普及指導員」という）に関する事項について定める。

(目的)

第2条 普及指導員の資格を認定する制度は、次の事項を達成することを目的とする。

- (1) 社会体育・レクリエーション・スポーツとしてのトランポリン運動、幼少年期の調整力トレーニングとしてのトランポリン運動、各種スポーツ選手のトレーニング手段としてのトランポリン運動の普及・指導を担う指導員を養成する。
- (2) 競技普及とは別に、トランポリン運動の普及・指導を目的とした指導員を養成する。

(普及指導員の任務)

第3条 普及指導員は、第2条に示す本制度の目的を達成するため、社会体育指導者としての立場を自覚し、常の資質の向上を図り、健康で明るい愛好者の育成をもって社会に貢献しなければならない。また、指導範囲として、本会制定トランポリン段階練習表30番までの種目、バッジテスト・シャトルゲーム会及び競技検定（初級・中級・上級）を管理・運営する。

(認定の権限)

第4条 普及指導員の認定の権限は次のとおりとする。

- (1) 認定および継続の審査に関わる業務は、トランポリン委員会普及指導員育成部（以下、「トランポリン普及指導員育成部」という）が行い、会長がこれを認める。
- (2) トランポリン普及指導員育成部は委員若干名を選任し、これらの業務を執行する。

(認定の基準)

第5条 普及指導員は、次のいずれかの基準により本会が認める。

- (1) トランポリン普及指導員育成部が承認した普及指導員の審査を行う認定講習会（以下、「認定講習会」という）を受講し、本会登録規程における指導者の登録並びに普及指導員としての資格登録を行った者。
- (2) 普及指導員相当の能力がトランポリン普及指導員育成部に認められ、その承認を受け、本会登録規程における指導者の登録並びに普及指導員としての資格登録を行った者。

(認定講習会)

第6条 認定講習会は次のとおりとする。

- (1) 都道府県協会のトランポリン部署が、トランポリン普及指導員育成部が定める講習会開催要領に従って講習会の開催を申請し、トランポリン普及指導員育成部によって承認された場合、開催することができる。その場合、開催期日1ヶ月前までに申請し承認を受けなければならない。
- (2) 認定講習会の講習内容・時間は細則として別に定める。
- (3) 講師は、トランポリン普及指導員育成部が選定し、承認を得た者が行う。尚、講師は開催年度普及指導員または本会トランポリン競技コーチ資格登録完了者とする。
- (4) 認定講習会にかかる経費は開催を申請した団体が負担する。

(受験資格)

第7条 普及指導員の受験資格は、受講年度の4月1日現在18歳以上で、本会制定のトランポリン段階練習表の30番までの実技能力がある者とする。

(資格の有効期間)

第8条 資格の有効期間は次のとおりとする。

- (1) 普及指導員認定の有効期間は初回登録年度を含み1年間とする。なお、認定申請が7月1日以降12月31日までの間に行われた場合は、認定された年度の4月1日に遡って有効期間開始とする。また、認定申請が翌1月1日以降3月31日までの間に行われた場合は、翌年度の4月1日に先延ばしして有効期間開始とする。
- (2) 第9条および第10条に示す継続申請により資格を継続した場合の有効期間も前項と同じ1年間とする。

(資格の継続)

第9条 資格の継続については、次のとおりとする。

- (1) 資格の継続を希望する者は、毎年、指導者としての本会会員登録をしなければならない。
- (2) 資格の継続を希望する者は、有効期限内に開催されるバッジテスト・シャトルゲーム会、競技検定会、研修会に参加することが望まれる。

(資格の取消)

第10条 資格の取消の条件は、次のとおりとする。

- (1) 第9条(1)に示す条件を満たしていない場合、普及指導員資格は失効となる。
- (2) 第9条(2)に示す条件は、普及指導員としての資質を研鑽することを推奨するものであり、資格の取消につながるものではない。
- (3) トランポリン普及指導員育成部が特別な事情を確認した場合、失効となった普及指導員資格を再び認定することができる。
- (4) トランポリン普及指導員育成部が普及指導員として不適当と認めた場合、資格を取り消すことができる。

(申請料など)

第11条 認定および継続の申請に要する料金は、別表のとおりとする。

(普及指導員の権利)

第12条 普及指導員の権利は次のとおりとする。

- (1) 本会主催のバッジテスト・シャトルゲーム会を開催・審査する権利
- (2) 定期的に行われるトランポリン委員会主催の研修会に参加する権利
- (3) 本会トランポリン競技コーチ資格取得講習会を受ける権利

付則

- (1) この規程に定めのない事項は、それぞれの委員会で細則として別に定める。
- (2) この規程の改廃は、それぞれの委員会の審議を経て、理事会の議決によって行う。
- (3) 旧社団法人日本トランポリン協会が制定していた公認トランポリン普及指導員規程は廃止する。

平成 29年 3月 3日 制定

平成 29年 4月 1日 施行

令和 4年 3月 4日 改定・施行

普及指導員資格申請料

申請に関する料金は、次のとおりとする。

種 類	料 金
1.認定申請料	1,000 円
2.継続申請料	1,000 円